

別添 7

M S C B等の転換又は行使の状況に関する適時開示実務上の取扱いについて

平成19年10月31日

M S C B等につきまして、株式の希薄化や株価の下落を招来することにより既存株主の利益を損ねているのではないかとの指摘がなされており、また、M S C B等を買受けた投資者による買受け後の投資行動によっては、流通市場や既存株主に対して大きな影響を与えるおそれがあるとの指摘等もなされていることから、当取引所では、上場会社自らがこうした商品性を十分に理解し、発行を行う際には、流通市場への影響及び株主の権利に十分配慮することと、資金使途や発行条件等について適切な情報開示を行うよう要請しているところです（平成19年6月25日付け東証上会第1号「M S C B等の発行及び開示並びに第三者割当増資等の開示に関する要請について」参照）。

また、当取引所は、有価証券上場規程に基づく企業行動規範として、上場会社は、M S C B等を発行する場合には、流通市場への影響及び株主の権利に配慮するものとともに、M S C B等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるものとなりました。

併せて、同規程において、M S C B等の転換又は行使の状況に関する開示を義務付けることといたしました（平成19年11月1日施行）。

M S C B等の転換又は行使の状況に関する適時開示については、従前より、発行会社に開示を要請しているところですが、今般の規則改正により開示義務の対象となったことに伴い、以下のとおり適時開示実務上取り扱うことといたしますので、お知らせ申し上げます。

なお、開示義務の対象となるM S C B等には、既発行分のM S C B等も含まれることとなりますので、十分にご留意ください。

本資料において「M S C B等」とは、行使価額が6か月間に1回を超える頻度で修正される条項（可能性のあるものを含む。）が付された第三者割当により発行される新株予約権、新株予約権付社債及び取得請求権付株式（取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株式の発行者が発行する上場株式であるものに限る。）をいいます。

M S C B等を発行する場合の適時開示については、「別添 13 M S C B等の発行に係る適時開示実務上の取扱いの一部見直しについて」をご参照ください。

MSCB等の転換又は行使の状況に関する開示

(1) 有価証券上場規程に基づく開示義務

上場会社は、MSCB等を発行している場合には、毎月初めに、前月におけるMSCB等の転換又は行使の状況を開示することが義務付けられています（以下「MSCB等の月間行使状況に関する開示」といいます。）

また、「 月初からのMSCB等の転換累計若しくは行使累計が当該MSCB等の発行総額の10%以上となった場合」及び「 さらに同月中における開示後の転換累計若しくは行使累計が当該MSCB等の発行総額の10%以上となった場合」についても、当該転換又は行使の状況を直ちに開示することが義務付けられています（以下「MSCB等の大量行使に関する開示」といいます。）

【有価証券上場規程第410条、同施行規則第411条】

また、開示した後に、開示した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を「開示事項の変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適時開示資料の訂正」として、開示することが義務付けられています。

【有価証券上場規程第416条第1項】

(2) 開示事項

本項目に関する開示資料の作成にあたっては、以下に掲げる所定の開示事項について投資者が適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、当該内容を投資者が適切に理解・判断するために重要な事項も記載してください。

a. MSCB等の月間行使状況に関する開示

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	・ 表題は「MSCB等の月間行使状況に関するお知らせ」としてください。 ・ なお、「MSCB等」の部分については、これに代えて、「転換価額修正条項付新株予約権付社債」又は「行使価額修正条項付新株予約権付社債」のように表題の文中に転換価額等の修正条項が設けられている旨を記載することでも構いません。
1. 銘柄名	複数のMSCB等を発行している場合、項番1.から6.までの各項目について、銘柄(回号)ごとにそれぞれ記載してください。
2. 対象月間の交付株式数	・ 対象月間の交付株式数の合計を記載してください。
3. 対象月間の転換又は行使額面総額	
4. 対象月の前月末時点における未行使残存額	
5. 対象月の月末時点における未行使残存額	
6. 対象月間における転換又は行使の状況	・ 対象月間の日付ごとに交付株式数(新株・移転自己株式)、転換価額又は行使価額、転換額面又は行使額面の総額を記載してください。

開示事項	開示・記載上の注意
	行使がなかった日は、当該日付の欄は削除せず、転換価額又は行使価額のみを記載してください（交付株式数、額面総額は「-」とする。） 対象月の前月末時点における発行済株式数についても併せて注記してください。
7. 転換又は行使制限に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> ・転換又は行使制限に関する状況として、発行するMSCB等のすべての回数を合計した月間の交付株式数、発行の払込日時点における上場株式数及び転換又は行使制限に関する比率（$\frac{\text{の数を}}{\text{の数で除したもの}}$）を記載してください。 ・転換又は行使制限を超えて行使が行われた場合には、その旨及びその理由について、わかりやすく具体的に記載してください。

b. MSCB等の大量行使に関する開示

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	<ul style="list-style-type: none"> ・表題は「MSCB等の大量行使に関するお知らせ」としてください。 ・なお、「MSCB等」の部分については、これに代えて、「転換価額修正条項付新株予約権付社債」又は「行使価額修正条項付新株予約権付社債」のように表題の文中に転換価額等の修正条項が設けられている旨を記載することも構いません。
1. 銘柄名	複数のMSCB等を発行している場合には、以下の各項目について、銘柄（回数）ごとにそれぞれ記載してください。
2. 月初からの交付株式数	
3. 月初からの転換又は行使額面総額	
4. 前月末時点における未行使残存額	
5. 現時点における未行使残存額	
6. 月初からの転換又は行使の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・月初からの日付ごとに交付株式数（新株・移転自己株式）、転換価額又は行使価額、転換額面又は行使額面の総額を記載してください。 行使がなかった日は、当該日付の欄は削除せず、転換価額又は行使価額のみを記載してください（交付株式数、行使額面総額は「-」とする。） 前月末時点における発行済株式数についても併せて注記してください。

同月中における開示後の転換累計又は行使累計が当該MSCB等の発行総額の10%以上となった場合に開示するときは、2. 3. 4. 及び6. の開示事項について、それぞれ「前回開示後からの交付株式数」「前回開示後からの転換又は行使額面総額」「前回開示時点における未行使残存額」及び「前回開示後からの転換又は行使の状況」として開示してください。

(3) 開示上の注意事項

「MSCB等の月間行使状況に関する開示」について、対象期間にMSCB等の転換又は行使が行われなかった場合は、開示は不要です。ただし、転換価額（行使価額）の修正があった場合は、その旨を開示してください¹。

¹ なお、株式分割等コーポレートアクションに伴い、転換価額（行使価額）の調整が生じる場合には、従来の取扱いと同様、その都度、調整の内容について開示してください。

(4) MSCB等の発行に係る尊重義務

上場会社は、MSCB等の買受人による上場株券等の数の10%を超える部分に係る新株予約権等の転換又は行使を制限する措置を講じること等が義務付けられています。

詳細は「別添3 企業行動規範の概要」をご参照ください。

【開示様式例】

本項目に係る開示資料の作成にあたっては、所定の開示様式例を利用してください。なお、所定の開示様式例の内容以外にも当該事実の内容を投資者が適切に理解・判断するために重要な事項がある場合には、開示様式例の構成を変更して開示資料を作成するようにしてください（東証ホームページに掲載している開示様式例の電子ファイルをダウンロードしてご利用ください。）